

## 行政文書 不開示決定 通知書

森 雅昭 様

消費者庁長官 堀井 奈津子  
(公印省略)

行政文書の開示請求（2026年3月23日受付第情17号）について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定により、下記のとおり、開示をしないことに決定しましたので通知します。

### 記

#### 1 行政文書開示請求書に記載された「請求する行政文書の名称等」

食品表示課が、令和6年の紅麴関連事案において、「ペベルル酸」という用語を用いて消費者向けに情報発信（注意喚起、Q&A等）を行うに至った意思決定過程に関する一切の行政文書。

具体的には、以下の文書を含むものとする。

1. 「ペベルル酸」という用語を使用することを決定した経緯および判断過程に関する文書
2. 当該用語の使用にあたり、その科学的根拠を確認・検討した過程に関する文書
3. 関係省庁（厚生労働省、農林水産省等）および関係機関との間で行われた協議、照会、報告、連絡等に関する記録（会議資料、議事録、メモ、電子メールを含む）
4. 消費者向け発信内容（注意喚起、Q&A等）の作成過程および承認過程に関する文書

#### 2 開示をしないことの理由

前記1にいう「情報発信（注意喚起、Q&A等）」において「ペベルル酸」という用語

を用いた部分は、いずれも厚生労働省から提出のあった資料を配布したもの又は厚生労働省の配布資料等から引用したものであって、当庁において、この用語を用いるに至った意思決定過程に関する行政文書を作成し、又は取得していないことから、保有していない。

### 3 行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示

この決定について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定により、正当な理由があるときを除き、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができます。行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

訴訟により、この決定の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この決定の取消しの訴えを提起することができます。ただし、行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして判決があった場合には、この決定の取消しの訴えは、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、正当な理由があるときを除き、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その判決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。

以上

\* 担当課室等： 消費者庁 食品表示課 電話：03-3507-8800（代表）（内線：2589）